

## 質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>○仕様書内1.工事の目的にある、「不用となる什器類は関係法令に従い適切に処分」について以下の流れで行って良いか。</p> <p>・産業廃棄物処理法 第3条及び第12条に則り、東北地方環境事務所該当部署様を「排出事業者」として、「産業廃棄物を処理することができる許可業者」との間で「産業廃棄物収集・運搬及び処分委託基本契約書」締結し、マニフェストにより最終処分までの完了を確認する事で良いか。</p> <p>また、家電リサイクル法対象物については、「家電リサイクル法」の処理方法に則り、代行にて行って良いか。</p>	差し支えありません。
2	○この上記のマニフェストとは、5. 成果物にある「産業廃棄物関連書類」と考えて良いか。	ご認識のとおりです。
3	○上記の処理を行うにあたり、「排出事業者」と「産業廃棄物を処理することができる許可業者」と間に複数の業者が介在する場合に、添付の「産業廃棄物収集運搬・処理委託代金の支払いについて」の覚書を取り交わし、行って良いか。	差し支えありません。
4		
5		